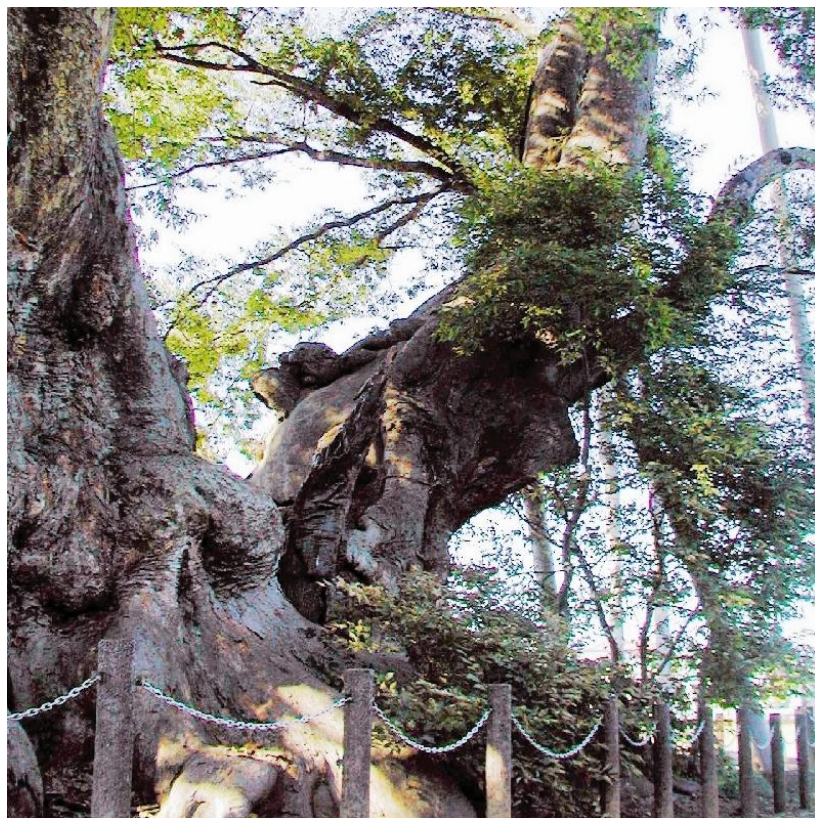


第6章

実現に向けて



1 基本的な考え方

本まちづくり基本方針は、今後の本市のまちづくりを体系的に進めるための基本方針となるものです。「扇状地の水とみどりと共に生き、歴史と文化にふれあい、ゆとりを実感できる樹園交流のまち 南アルプス市」を目標に、市民主導・協働・協調によりまちづくりを進めていくために、次のように取り組んでいきます。

1.1 市民主導のまちづくり

市民が主体となり、主導的にまちづくりを進めるための支援を行っていきます。

市民主導のまちづくりを推進する制度としては、都市計画法の改正により創設された都市計画の提案制度や地区計画等の申し出制度があります。地方分権を背景として、このような市民主導型の制度体系が整備されつつあり、これら制度を積極的に活用するとともに、市民の発意や活動を支援する、市としての独自制度についても積極的に検討し、市民主導のまちづくりを推進するものとします。

- ・市民参加の機会を拡大します。
- ・まちづくりに関する情報の提供とそのサービスを充実します。
- ・まちづくり活動の拠点となる場の整備をめざします。
- ・まちづくり条例等により市民主導のまちづくり・里づくりを支援する仕組みの整備を検討します。

1.2 協働によるまちづくり

まちづくりは、市民・企業・行政の多様な主体の参画によりおこなわれます。このため、市民・企業・行政は、それぞれの持つ特徴や役割を十分に果たすとともに、主体間の連携や協働により本方針の実現に取り組みます。

1.3 協調によるまちづくり

市民主導のまちづくりや協働のまちづくりを基本として、多様な主体が参画して、具体的にまちづくりを進めるためには、そのための様々なルールが必要となり、ルールに従って、あるいはルールを充実しつつまちづくりを進める必要があります。このため、開発事業者をはじめ参画する各主体は、そのルールの主旨を理解し、協調してまちづくりの推進に取り組みます。

1.4 まちづくり推進の方法

(1) 法制度の活用

都市計画法の地域地区（用途地域・風致地区など）・地区計画、景観法の景観計画・景観重要建造物等・景観地区・景観協定、都市緑地法の緑化地域・緑地協定、建築基準法の建築協定などの法律に基づく制度の積極的な活用を図ります。

特に、本市は、甲府都市計画区域（線引き都市計画区域）に接し、県人口の減少にあっても、宅地化の進行がみられ、目標の実現に向けて計画的に土地利用の形成を進めなければなりません。このため、地域地区制度の内、用途地域の活用とともに特定用途制限地域や建ぺい率・容積率制限等の用途地域外での制度についても地域の特性に応じて、積極的にその活用の検討を進めるものとします。また、地区のまちづくりにおいては、地区計画、建築協定、景観協定や風致地区などの活用を図ります。

(2) 独自条例の制定

法制度を補完して本市独自のまちづくりを推進するルールとして、まちづくり条例の制定をめざします。

まちづくり条例については、基本理念、市民主導のまちづくり、協働によるまちづくり、協調によるまちづくりを推進する基本的な仕組み・手続き・ルールを本市の特性を重視して検討し、その制定をめざします。

まちづくり条例の基本的構造案

基本事項	内 容	対応する仕組み・ルール
基本理念	条例の目的、理念や参画主体の役割、本市のまちづくりの目標となる基本計画等について定めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的・理念・役割 ・まちづくり基本計画（市総合計画／まちづくり基本方針・全体構想・地域別構想等）
市民主導のまちづくり	市民が自ら地区の将来像を定め、主導的に進めるためのまちづくり、里づくり推進の仕組みを定めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり、里づくり協議会 ・地区まちづくり・里づくり計画 ・情報提供・専門家派遣などの活動支援の仕組み ・地区まちづくり協定、まちづくり・里づくり基準 ・地区計画申し出制度等
協働によるまちづくり	都市施設の整備や街並み景観の形成など、市民と市の協働によるまちづくり・里づくり推進のルールを定めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加による審議会・地区懇談会の役割と仕組み ・まちづくり基本計画に基づく都市計画、景観計画等活用の仕組み ・地区まちづくり協定、まちづくり・里づくり基準に基づく事業 ・都市計画市民提案制度等
協調によるまちづくり	開発事業等の公正な協議・調整により進めるまちづくりの仕組みやルールをさだめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業のまちづくり基本計画への適合ルール ・地区まちづくり協定、まちづくり・里づくり基準等の地域基準の認証・協議・調整の仕組み

(3) 手法の組み合わせと連携の強化

法律に基づく規制誘導手法、都市計画事業などの事業手法及びまちづくり条例などの独自手法を組み合わせ、目標の達成をめざします。また、事業の実施に当たっては、まちづくり交付金などの活用を図ります。

なお、これら施策の展開の際には、県及び周辺都市との連携、市内各地域の連携や施策間の横断的連携を重視した取り組みを行います。

1.5 計画の進行管理

目標や指標の達成状況について管理します。

まちづくり基本方針は概ね5年ごとに成果を検証し、社会情勢の変化に応じて見直しを行います。見直しに際しては、本方針の実施状況を公表し、市民意向を反映してその検討を進めるものとし、

2 目標指標

目標指標は、目標と成果を市民に具体的に明らかにするとともに、成果を検証し、計画の見直しを図ることにより、実効性のある計画としていくことをねらいとしています。

目標指標案

基本方針		施 策	指標と指標の算出方法	指 標			備 考	
大区分	小区分			現況値	目標値			
				H17	H27	H37		
ゆとりのある環境を育む方針	土地利用	まとまりある住宅地の形成	・用途地域の指定	・新たに指定する一団の用途地域を含む箇所数	箇所 1	箇所 2	箇所 3	
		まちの中心づくり	・まちなかにおける地域活性化施策	・まちエリアでのまちづくり交付金事業等の実施地区数	地区 1	地区 3	地区 5	
	水とみどりの保全・共生	自然環境の保全	・民有林の保全	・民有林面積	ha 2,478	ha 2,477	ha 2,477	
		歴史資源の保全・活用	・歴史資源を活用した、公園整備	・歴史資源と一体の公園整備箇所数	箇所 3	箇所 6	箇所 10	
		安全の緑の確保	・防災公園の整備	・防災公園整備箇所数	箇所 1	箇所 1	箇所 2	
		身近に自然とふれあえる緑の整備	・緑地の保全と緑化の推進	・都市計画区域内緑地面積（法や条例に基づく緑地）	ha 563	ha 680	ha 790	
			・河川の親水化 ・河川沿い公園整備	・河川沿い公園面積	ha 14.7	ha 17.6	ha 20.0	
			・幹線道路の緑化	・植栽済み道路延長	Km 19.4	Km 23.7	Km 26.7	
			・公園・緑地の整備	・市民1人当たり都市公園面積	m ² /人 8.7	m ² /人 9.1	m ² /人 9.9	
			・市民参加による緑の管理	・緑化推進市民団体数	団体 15	団体 20	団体 25	
個性と魅力ある環境を整える方針	景観形成	眺望景観の確保	・眺望地点の整備	・南アルプス、富士山、八ヶ岳、甲府盆地等を眺めることのできる眺望地点整備箇所	箇所 6	箇所 10	箇所 15	
		地区景観の形成	・地区における景観計画・景観ルールの策定	・景観法による景観計画の策定地区若しくは景観ルールを有する地区計画の区域数	地区 1	地区 4	地区 7	
	・道路沿道の景観形成		・屋外広告物の規制ルールが適用された路線(地区)数	路線 0	路線 2	路線 4		
	歴史と文化のまちづくり	歴史・文化資源の保全・活用	・歴史文化資源の保全と周辺整備 ・歴史文化資源をめぐる散策路の整備	・サイン・案内板及び安全な歩行者空間の確保された歴史文化資源散策道路延長	Km 2	Km 42.3	Km 100	
歴史・文化の市民まちづくり		・市民活動支援	・地域の歴史文化のまちづくり推進活動市民団体数	団体 10	団体 15	団体 20		

基本方針		施 策	指標と指標の算出方法	指 標			備 考	
大区分	小区分			現況値 H17	目標値			
					H27	H37		
	産業環境整備の方針	小売商業環境	・街なか商業の活性化	・街なか商業地での地区マネジメント活動団体数	団体 0	団体 2	団体 2	
		農業環境	・農業就業戸数	・農業の担い手の確保状況を示す（市内の総農家数・出典農林業センサス）	戸数 4,401	戸数 3,700	戸数 3,150	
			・地域産地のブランド化の推進	・市内の産物を使った加工品の数	品目 6	品目 10	品目 15	
快適で安心の暮らしを支える方針	防災まちづくり	自然災害対策	・河川水路整備	・河川整備率（市内準用河川整備済み延長率）	% 42.7	% 50.0	% 58.5	
		防災体制	・火災や災害時の安全対策に関する住民満足度	・住民アンケート調査において「満足」または「やや満足」と回答した人の比率	% 10.5	% 20.0	% 30.0	
	福祉のまちづくり	バリアフリーのまちづくり	・施設・空間のバリアフリー化	・都市公園のトイレのバリアフリー化	% 53.8	% 75.0	% 85.0	
				・歩道のバリアフリー化	% 66.5	% 75.0	% 85.0	
	循環型社会の形成	循環型社会の形成	・ごみの総量削減	・市民1人あたりのごみ減量化の取組状況	g 236	g 260	g 286	
			・一般廃棄物のリサイクル率	・ごみの再資源化への取り組み状況を示す	% 17.3	% 23.6	% 26.3	
		水環境の保全・回復・利用	・水質の確保	・河川の水質（河川調査地点での平均BOD観測値）	Mg/l 4.5	Mg/l 3.3	Mg/l 3.3	
	生活基盤の整備	交通体系	・幹線道路整備	・幹線道路整備率	% 56.9	% 65.1	% 70.8	
			・生活道路整備	・歩道整備延長率	% 8.4	% 9.0	% 9.5	
			・公共交通整備	・バス等公共交通市民満足度	% 13	% 25	% 30	
下水道		・下水道整備	・生活排水水洗化率	% 73.6	% 80.8	% 100		

注：「住民アンケート調査」は総合計画から引用

